改正
徒然草文段
六

浅井蔵書

ものにあらざる事のおのれさとりぬることをこれぞまことの酒をさとり得たるといふべきなり其さとりを得ざるうちは酒をのみてもさとりを得ざる事いふまでもなくさとりを得たる人は酒をのまずともさとりを得たるなりとあるよりおもふに酒をのまざる人は酒をのむ人をあざけりのむ人は酒をのまざる人をあざけりたがひにあざけりあふべきにあらず

ものづくり抔ゞ記すべきにあらず初昔よりつくりかたをかへずつくりもする抔ゝいふ人あれどもつくりかたをかへずつくりもするにあらず

をもつことやうやう下戸もそこねいたさゞるやうにはなりぬれども

ことゝもあるべし　　毎もあるべし

いつぞ事ありとあるをりぬりかへたる角ある杯ゆゑ

世よんどころなき事抔ありて中ゝとりさることをえざるべし

妻上に是猶惡醉而強酒

とある乃ち也　　野云孟子離

人の親いつゝしむべきぞ盾をひそめんことをとりて指ん

とゝぶんともるをとらへて。ひきとゞめんとせんよりはまだでうらうしき人も。息災なる狂人こそよけれ。息災なる人も。日のまゝへよき大事の病もとゞまりてよきことあるもいとまもなくこゝろぜわしきものなり。おくる日まで頭いたくてまどろまれぬやうにおもひあぐるものなり。人をとゞめてもそむくものなり。ましてとゞめんとおもはゞ。なをさらそむくべし。あしくとゞめんと。おもはゞ。なをさらそむくべし。

らんをだにもとゞめ。不思義なりとおもはゞ。なをさらそむくべし。

あれよりもあのかたへ。

うつり給へ人

野云酒乃異名を狂薬とも云。

酒狂茶癖佳味

云乃おのづから狂人となるを云。

ひくる日まで

説文醒病酒也

要領云はこれの事をいふ也

天事

事乃かたひとなる也

あるより

狂人なり

酒乃まことの字乃下畧

よのつねあるやうにはあらぬ。

人のうつくしみをふかくとゞめ。

乃一人もおほくまします。

おのづからひとをそむくべし。

元服擬徒

狂

急よ狂人と

厳重乃義

野云酒乃異名を狂薬とも云。

西施范魯公詩云戒酌勿晩

説文醒病酒也

生即忘ル玄義

要領云はこれの事をいふ也

天事

事乃かたひとなる也

あるより

狂人なり

酒乃まことの字乃下畧

よのつねあるやうにはあらぬ。

人のうつくしみをふかくとゞめ。

乃一人もおほくまします。

おのづからひとをそむくべし。

あ　　まで　　一曲

うたひ　　さんの字よ祝

法師　　松枝　　さんこと

おもひ酒をよくそゝるんこと

あつき酒をさゝげひまあるものハそれを

そく〳〵吞人よりもとかくいふこと

みな〳〵のまんまでいゝかしらん

くちばしのとがつてるやべのこうどのよふにとりて

うまくもまづくもそこまでいふこと

よりんづるーとやりこと

自賛のうたをうたふこと

えびすこいとみるくをまぜ　　大和物語よ

まつ云茶茶よかあーとのもの

よりも酒よくえびすこいとみるくをまぜ

きてごらんなさいとすゝめるやう

な紙ぢやうしやり　　野云白樂天答勸酒詩云。眞怪近来都不

飲。絶迴因醉却泊吟誰料平生狂酒客。今変作酒悲人ト

かりあひ　　ありあふ

ものゝ名　　書云墨

うた　　えびすをうたふ

えびす　　儒者まよ酒をのんでたへ

よろこぶやうなものぢやといふこと

をしやうとして　　云ひよく集ひ

ます　　野云あらそひ喧嘩ともいふ

法師ともいふ　　いとうの西

書あるべきまゝをかくこと

てうちの酒くさいのをいやがりて

物うるものゝ名をかくこと

世ゝそをあやまち給ふ。財を失ひ。病をまうく。百

業乃至一切の衆生の病を治す。醫王と稱す。醫王と稱する所以は、能く衆生の煩惱の病を治するが故なり。佛の世に人の智慧を歎じ給ふ事、其數限りなし。今は略して其一二を擧ぐ。智慧ある人は、能く善報を得、智慧なき人は、惡報を得。智慧ある人は、能く地獄の苦を免れ、智慧なき人は、地獄に墮す。智慧ある人は、能く酒の過を知り、智慧なき人は、酒の過を知らず。智慧ある人は、能く酒を飲まず、智慧なき人は、酒を飲む。智慧ある人は、能く諸の惡を遠離し、智慧なき人は、諸の惡を親近す。智慧ある人は、能く諸の善を修し、智慧なき人は、諸の善を修せず。智慧ある人は、能く涅槃の樂を得、智慧なき人は、涅槃の樂を得ず。是の故に智慧ある人は、酒を飲まず。

一費財。二多病。下畧 大藏一覽 野雄委 百業式名 實云并漢書食貨志鹽鐵論 格致餘論 飲酒之人。百藥之長也 野同 大藏一覽 槃若論云。佛告難提。酒有多過。

一費財。二多病。下畧 大藏一覽 野雄委 百業式名 實云并漢書食貨志鹽鐵論 格致餘論 飲酒之人。百藥之長也 野同 大藏一覽 槃若論云。佛告難提。酒有多過。

傳の銷憂者、眞善酒。古樂府に何以解憂。惟有杜康。杜康善造酒故に爲酒の名と曰ふ。智者は酒を飲まず。

大藏一覽 槃若論云。二十九行不善破戒。大藏一覽 第三曰毘婆沙論云。有一鄔波索迦。稟性仁賢。受持五戒。專精不犯。後於一時。爲渴所逼。見一壻中有酒。聚逐取飲之。尒時便犯飲酒戒。時有隣雞來入其舍。盜殺而噉。復犯殺生盜戒。隣女尋雞來入其室。強逼交通。復犯邪行戒。隣家告官。訶責拒諍。復犯誑語戒。如是五戒皆由酒犯。佛告諸比丘。汝等若欲佛爲師者。自今已往。下至草端所沾酒滴。亦不得飲。猶野雄委 過猶如也 大毘婆論云。今 称地獄者。地底也。下也。謂萬物之中最在底下也。獄局也。謂拘局不得自在故。

梵網經心地法門品ニ若自身手ヲ過シ酒ヲ與ヘ人ニ飲シ酒ヲ者ハ五百世無手
何況自飲不得教一切衆生飲酒ヲ況自飲酒
かくこそありけれと知りぬ。されどものづゝしく拒むもいとわろし。
べし。月の夜雪の朝花の夕ぐれなどにも、かならず酒をすゝめ
て盃をさすは、もとより無礼なるわざなれど、人の入まくぞりをこ
ひうけもいなびさむしがるは、いとつれなくぞ見ゆる。
ちゝはゝぬあにうへの御前の中よりはじめ酒をすゝめなどよりも
座うちこぼれおちいでゝ、ひとりさしてひとりうけ、ひとりのみてひとり
ひさしく飽ずうちとけ物がたりするこそ、さまでの興はなけれど
さうれいなるどいとしたしくぞ見ゆる。
さもむ人の三ゐんにもてかしづかれ、よき人のまれ
まうでたるにも、かならず酒をすゝめ、飲ざるもいとよし。
ちうちうまでつゝしみ、さ人の上戸ならんぞ、いとをこなるべき

又うち解ざいとど上戸をもてなし、酒の肴ども紀事をいつゝ。
ぬうちのこゝろ、ゝ乃御前の下戸をも、
別座をまうけ御肴をすゝめ、おなじやうにもてなすべし。
しうねうの乃ことものうち　酒ぬる也　御酒　三寸　つぐ也
酒ぐち　歌ふ也
野ゝ催馬樂よ。我家ハ戸をませむこゝろせんこゝろもとめ
ようけん　雪ゝ云梁塵曲あり　いつゝもゝ乃ことあり
ゝゝうんハ乞ようゝんのこと
いつゝもゝうたをうたふ人のこと
つゝもゝうたをうたふ上戸のこと

然ども淫樂飲酒を禮のごとくんぞ云ふをもそてんやと
上言をみるにも亂よりおこりさびとあるの意なるべし
莞史仲暇し三盃乃徹醼を專ぜざるもあるべし酒をて
寡を乃ちうしびを交へ隣里乃好を修るとうりのるんいぜと
いへども又もとこれべうもの 大藏一覽第才三に未曾有經云
昔波斯匿王遊獵飢甚勅廚官名修迦羅唯此一人称王意
者未利夫人聞之即具酒饌供王所共食相樂王瞋乃散輒妄
傳命以殺廚官王至明旦顏色憔悴夫人問何患耶王言昨日饑火
所逼怒殺廚官悔恨愁耳夫人笑曰其人猶在王大歡喜王即白佛
未利夫人持佛五戒犯此飲酒妄語二戒其事云何世尊告曰仗
此犯戒得大功德無有罪也 又云祇陀太子曰得酒命終不行惡
也佛言若如汝者終身飲酒有何悪哉
黒戸ハ小松御門位よりをこりて
一時まぎれ事せる物なり

黒戸 野云淺塚
小松御門 考云五
十八代光孝天皇をいふ 考云仁和天皇と申奉るは
二月より卯位せる物なり仁和二年よりはじめて小松の
御陵より葬るまでまつり一年なり 大統云
小松乃帝とは光孝の皇子の黒戸
をあるところとは云ふいまだくわしくはしらず
ひとへに人よ
物なり 常陸云中將ハ野ハ大和ノ式ニハ大寧神
なをつぐ物なりくわしくは下の巻にいもうまをの
位よりの物なり そこにおもてまつりの親をうてをもしまつる
なりの夏なるべし 考云妻の事也 こゝは
乃物理もどしく雲食數なるべし 考云ふいとなまめ

料理もいとさまざまにせめつゝや
鎌倉中さまざまに流行鞠ありさふぬまよりくはひまぎ
れのうちぐりそれもいとぜんと沙汰ふこそ作くま
隠ぬ入道据乃くみを車よはさせおりくなりあれど
一疋よさまにて泥土乃ほどりそりぬとりあへ
そんほさありぐーとく人感じあつりそりぬ事を
あるべきにかりあるしふ吉田中納言乃うちさする
このようのものおひそりーふべきにこそ
うりくさいやいなやとおひしくるるやうれぬす
るり。庭の儀をなりもそくる人。うちさそれごをまうくる
ありこそなりとぞ

江帥庭乃をりもとのほりそり　鎌倉中さま

寿永二年野云一昨中勢ひ宗乃親まぬ落涙院す一宮ま
小条家よりり鎌倉へ使ありーく征夷大将軍よ成乃

作くま落涙入道　心乱也。野云東鑑四十二建長二年十二月
九日。隠岐太郎入道心願者。佐々木隠岐前司義清
嫡男。幕府近習也。俄出家遁世訖云々。与二若狭前司泰村慶
争座着上下之事。而及喧嘩。故今及此云々　据乃くみ
聖云晋書陶侃嘗造舫。其木屑作頭。皆令籍而掌之。其後
元會大雪始晴。聽事前猶湿。於是以所掌木屑布地。
服之題陶侃詩云。致力中原了無事。作頭木屑是功名
若田中納云　夢の浮橋
乾砂の用之ハなりしふ事。あり。枢ま据屑を
掃ひくのちぬをまきて湿りをとる事。あり。枢ま据屑と
るまくむーーせぎりーーや。はばのくをぬの用
之まくて尼のこぎりくぎまくて鞠場乃

かもへ。を。織くことやうの
或而のさまざまのしどもを。内約束乃
て。宝剣をもそへ人ぞりもち給ふ
女房の中より。別殿の引き。
あまて。悪びやうふいひきり
き。典侍ありくとや
は。昭陽舎より。橋東まであるべ
うくびとのいまゝ。続ふうく
御神楽。よる註ス 宝剣をもて人ぞ
ありく。内内約束へり。普
汗座乃御剣ありぞれ
誤まれり。宝剣を三指乃神璽乃
船よあり。野母ゝ。別座 職
着汗座 事云ふへひのごぶとのふり。枕双紙のよへひのあり

とあるへ。訓よりあるや
そのもの典侍なるへ。禁
之。尺時典侍傳之。授次将。号ス送内侍ト云。典侍掌侍ともに剣を
もふく。抱なれなそとふ
引よ。尚侍二人。典侍四人。掌侍
るを司ありり。禁秘抄ニ云。典侍乃職左ニ
清太史女。聴之ふく 案御剣二ツあり。宝剣と神璽と
よ。我汗座の左。御枕乃ふよ安置を。其の永乃乱り
宝剣入海乃後清涼座の左剣を用ふ。是ハ
剣なり
入案の沙門道眼上人。一切経を
つとやけ聖といふまるよ安置して。
て。那蘭陀寺と号を。そ乃のさまし
ふむさなりと江帥乃説とそ
ありへ。西域伝法頭伝

ちどりふしてのこゑ更よ所動んの
ちゃうさうし宝ん堂ぬ
つまとやまき

山院ぬしの一字法乃南向
門乃便宜をもひ求ひ給ふ白衣通云ふ名院をもてまひて惣
歌通云ふ四ツ境地なそ云ふの名ひとふるう
ものへきなるーおよ趣向
さうし和漢乃ま人よ
江帥 匡房いまう弱冠のとき記事のとおりよあひろて同系
せうをくうふそうのちや
我和よい六波羅蜜也二人のも。渓云ふ西門乃側
乃ち。天主よい大那蒙院
詞のよを道服上人の不審
入宋 野云支那へまくうふ庵の世をれを入庵といひ。家云

乃附ぬれた入家入元よ
家之都名也。梵云沙迦譯云勤行。謂勤修善品息諸悪
故又泰譯云勤行。謂勤修善法。行趣涅槃也。或曰沙門那或云桑門。
道服 傳記未詳。蓋禅家
菌院ぬうく淡濃せうをう事あり

沙門 要覧云ふ肇師ふ出
一切経 野云大藏
首楞厳経

経乃り。ふ子飯巻と七千飯巻ふの
聖云十巻あり 大佛頂如来密因修證了義諸菩薩万行首楞
厳経と題せり。跋云ふ首楞厳者。梵語也。洹槃曰。首楞厳者。名一切
事。竟堅固者。堅固也。得此三昧観法如幻。於
法自在云ふ。唐則天神竜元年中天竺沙門般剌密帝於廣州制
止道場譯。正諫大夫房融筆授烏長國沙門弥伽釈迦譯語
長水沙門子瀋疏を作ふ懐遠あれを釋ふて又師子林惟則も
會解を着ふて
那蘭陀ふ 夢云天竺乃ふる号ふ上人
那蘭陀ふと号ふふ。野云楞厳経

乃ち矛を墓ハ玄奘の事をしるす西域記と名づく
詩あり

さゞちやう西門よりありく泉苑へ
さゞちやう 左養長くのごとく竹撰
聖徳太子 三毬杖 爆竹 三毬杖 爆竹
あまつこと 春冬ともに三毬杖をもて
あそぶ 爆竹の音ハ悪気を祓ふ
まねくなり 爆竹の字ハ竹ふたつをもて
竹ふたつをもて 爆竹の字ハ竹ふたつをもて
まねくなり 三毬杖 赤岡ともに
元旦ゆふべを焼くひとせて ふし膝をおびやかすを爆竹
とゝのふ日なりとぞ 爆竹 神異経に西方深山中に有 今長尺
餘犯人則病寒熱 名曰山臊人燒竹著火中 爆然有声 而山臊

を中卿度那 燃陀大道場経 疏に曰那燃陀此云施無
猒 即龍名也 西域記に有池 池中に有龍 名施無猒寺近
彼池 故以標號 江師 大江匡房卿也 堀河院の御宇
永保元年九月任左寧権師 承徳元年九月任大学の挙周の孫
下向ありて大学の挙となれり 江師と江談抄に談ぜしことも皆匡房
伝説なり 成衡の男 野宮左衛門佐 つまくれなゐの
作ごりの つまくれなゐに深き色を見つゝ
とよめる詞を江師の字なりとせり 西域傳
秦の野宮 玄奘三蔵天竺へ下向の記録十二巻あり 西
域記と名づく 秦野宮 法顕傳
記録あり 上巻よりこゝまでを
矢速矢を眼の江師を感
悟の人 すくなくとも一筋矢を眼の
野宮 庵にて法相宗沙門 矢測の居ゑるまへ 矢測ハ窺基

驚憚　歲時記爆竹驚草起於庭燎　左義長又西域義長
ともさく同儀なり往昔秘露一極老ふたりて渓翁よく仏
理をたよりとさ道士仙方をさそひ深くたのみてその極を
尋ひこゝに深くそのの道書乃こやあるれを左の義
長なりとものこと西域義長や康生やと指さこへ西域
乃仏法の義ますまりて東土へ流布もといふんこといふり也
仏家乃祝なりとく。三笈杖燒香會ハ三毒退治乃ことりなり
よ一法明が盆盞向傳よりさしどことゝみ紙よ。三月
乃毬打燒あぐるとありこのいまの世ともえこよ男ひろ
松竹ともなりて燒そ。義和仏事ハ三毬打
の祝ふくうべくこう
野云顕昭袖中抄十二卷十節録。黄帝取蚩尤頭毬之。今毬杖
是也。以彼例。漢王年始用件事。國中無凶事。仍日本國学其

例。年始打毬杖。然則毬杖王尅春之也　文書院
淀七乃汴修法をこなりく。野云捨苅云在八省北
僧綱人供勤御修法念誦等
子遊覧所。以近衛次将為別當。乾暗閤謂之正殿。金岡畳右。二
條南大宮西八町。三条北壬生東善女龍王常居此所。上代有公卿
別當長保年中。道綱補之　基吟
十宮ふ綿りくのらよ三毬打せ
もまへ。つまよふ
さぐもくりのらよ別ふ内裏まくありそしめ
ふべ
あくりくる左義長の義ともと仏家ふいへ
き許免乃池の名なりとの池ハ清面經の法成就
乃あるれそや。江談曰。神泉苑修請雨經法四ケ度。大僧都
空海一七ケ日不雨降。延二ケ日九ケ日龍破神泉苑上天即降

雨天下潤澤。陰陽師滋岳川人勅五龍祭今度殊同成猶之度云
又曰大僧都元興一七ヶ日雨不降延二ヶ日至九日雨降　又曰小僧
都元真一七ヶ日雨不降延二ヶ日遂不降。仍隠居鎮西安楽寺
ニ。又曰阿闍梨仁海寛仁年六月四日始。五ヶ日之間雨降。可
任律師之状蒙宣旨。八月十日　任権律師

新勅撰集の作者よ。源河院賛故典侍とあり。日記三巻を
ありかりの院の寂
もまれなどの事を
位形なのむとあと
せ。沖乃ゑねさまふ
ゐ糸大納言隆親ゝ
せまもりくるゝ袖
人のゆくる袖せて大納言
あらんよこうたま。鏡の
のたうぐ。はまのうねう
心ばへ隆親ゝりの。新
物ゝり。　隆親ゝ
善勝寺大納言隆衡ゝの
供ぢよ　天よりの供脂

わざとうそぶくべきなり。抑八幡宮の御事を
理ぬく用る事どもこそ
多めたりとぞ申されける
さるを後鳥羽院
つり。天下をもしめ給ひ
多くの人のあつまりくるを
は此御事を治る
のもとゝりつゝそ
をもとゝのひ
つる故と同ん
守。号ス最明寺。法名道崇。
平時頼ー義時ー泰時ー時氏ー経時
時頼

松下禅尼　時頼

秋田城介従五位上系図入道覚地女。修理亮

時氏室也　ちなみ申さるゝ
乃亭へ御幸
ーそめのまよびたりしやうし
城介義景　禅尼乃兄秋田城介
男なり。鎌原抄云　秋田城ノ介
之被宣下也
重時云四月の縣召乃除目
聴聞せん為人をもて被申
ふもしをむこりて
常ぬるめる
あいなく
ひちぐるま
こうこうとりて
物もやおしうるぐりを

寄云経営　義景領ぐ陸奥乃郡司を
行ー男　そんでーつこう男と云
野云員永式目ノ小舟ノ時

且かつ倭建命とあるハ森はやしの誤あやまりにて
をとゝやまとたけるのみことゝよむべきなり
ちかきころより
倹約　野云論語子曰以約失之者鮮矣。
又曰奢則不孫倹則固与其不孫也寧固
従約謂之倹
城陸奥守泰盛ハさきの執権なりおさせそうふさをそうしてたくひ
乃ちくひ兵をのづからさかんなるをもて
みづからをのづからさかんなるをもて
あやまちあるべしとてくわ
む人をおくりをそれもなんや
此城も松下禅尼義景をいましめ
がごとく泰盛　城介
義景三男小糸姫横死時宗舅也代く秋田城介なりけり

弘安辛申より陸奥守泰盛ハ城介義景
八ヶ有罪殺殊　考ニ註
鼠門限也　数をもてさだめたる人ぞかし
あまりにみぢかくて　おのづからハ過ぎ
乃ちぢかく不乃ちり乃ち井中をのぞく如くこゝ
乃をもちゝん人　兼好批判乃如くさうる乃事
ありとのひめ前乃ちり　ありそうもなんや　御そうし
ちゝ〳〵むとおもひ
若冠とまでる家乃子供ちゝ馬ごとふこゝろのく人の
力あるをよべりとてくらべ
乃ちくをおもふ乃ちゝ馬ごとふこゝろのく人の
うちゝやあるとゝやあるとゝやあると

あれもおの方の次をふるまひ
馬こしふるまひ紀
るをも力をつく拵
つゝ紀ふるまひ
よばふまひ
野をもとる人弛緩の字
あのたの人たゝひ不能
りまふ時ゆ
か紀くせねとひと
比治をおのあ治
の藝能不能
き一あるまひ
ふまひ　不能　毒云毒害
ふまひ
ふまひの人勝
くせね　たの人をひ
ふまひ紀ふ
まくなるハ笑のまひ
先ふりまひふまひ
まひふくも治
ふまひ　聖経よめる曽子　曾銭よ
たまふまひ　先も学問
或ハ不能注師
説給ふ

家の人勝
くせね　たの人をひ
ふまひ紀ふ
まくなるハ笑のまひ
先ふりまひふまひ
まひふくも治
ふまひ
藝能不能
ふまひ紀ふ
まくなるハ笑のまひ
先ふりまひふまひ
まひふくも治
ふまひ　聖経よめる曽子　曾銭よ
たまふまひ　先も学問
或ハ不能注師
説給ふ

のまうくよ說經讃てうんこのめぶべるふ業なるこひけ
つま輿車そこねぬ身のみ等ぬんはるるだむうん
てうおこ勢ぬまうんよりくぶりうくぶるんへんこうう
でーとぬしくうりぶるよ佐るのうら洒るだこそくむうま事
あうんよ法師の等に施る紀ぬ檀那そこうりくぶ
べーとうくま歌うこのみそこ我智ひうりノ二乃ぶやうく
ざうひよへうんでいよくこうくぶて嘗そる程
うり教経ならべきひうまう いてとーりうり
比路をお路乃路ーこはぶそて油乃もべう
路ともべきうへ一句ようこうんをうまそだーど先ふ我
もものんをのひ中商ようりそびひるよとうて人る
乃一生乃中ます一のたるるをふひそうてそれの書童
のまうぬさーをそ偏よ法こめまるべきうまをめり
例乃仕名をとまうくうそる路

囲果　囲と

物乃程のごとー果とうまて兵今ぬ果をうくぶ程
院もそうまう事ん　世そまふ
源氏よ世よおうこうりべ序どいる地のんん
のりるひ　一たるをうまそ吾童のまべをふ
とそもとん今うり　檀那　書言故事に曰僧道称施主曰
檀那・梵語陀那　鉢底唐言施主
給ふかこふのくうそでーこの六十六番　右　早歌うこひ　月
りうとふ月よようんん
ある　判ニ云や婆婆乃曲ニ異伝りく　同右　亦
まうんぢふくくうこよふかあるたう種ぬ
ふ乃ハ　判ニ神のふ乃ビ歌乃ヒ歌の種ヲ再を
撃るーはるく　まう終極ぬあんぬ中古ふヨ乃ヒ歌の種ヲ再を
よ此神のふ乃形ふんよ形ふる抜ヨるどを曲乃ふうる

神あり（分カ）まのとそてこ
やまのこゝら くれ
うことひく別のる
そのまゝひ
その風俗
はゝ注釈
狂
もはゝ
ん
さ
まこ
もう
ま

あれより世上乃人〻乃
てなにことしげゞう
為くまゝのをせんと
まるいろひまし
をあらしめんとぞ
ごく
野に云後漢皇甫嵩傳
さまでに一生
うらふもし
ゝ
業ト云ふまでもなし
時乃中に時の中
おもし蓋乃字
ことまるを
めもてくに一事

皆こうり一生の中よりも貴一のことを知りひ定て飯の事
なくばあるべからざる食をいのり　さればこそ
あるとき　墓をうしの人一人をもとつづらにせばて人をさげごろ
てふをとりて大よばくぐてしまをうそつつ
ともそく十のそろつく事ハやそく十一よばく
るものうくひとりとも海さうんうつべ
さ紙十まででなりぬるとおくてほくほさう
ぬろうへくうくく皆ともとを捨どうるこをもらうんを思よ
んようんをえんばるくうくうべきあるり
ちいうり一生のうちよひとあくさ事ありを
いつまをとを捨てどうくハ一のたりあるこごろたうく
小をとりて大よばく
よ捨ハ面梨大という事あり
野を墓経を御柯経ハ号ととも中

家ともむくへのそぶて急山よ周ありく改よ切つきたり
ともあるよりくまを置てハうべきまをもうるねをもも
門うり踏てあ山へゆくべきをとをそんつひそん日をそ
そうりて又こうちひもの事ちれハやもの事を
うち一生ね悩点とうハ一時の悩点をれ
皆又かも海さまりとあひえうる事ハ悩点をべうう
どとつことをたうくへうる　日をさくね
事たれだとハ　そうぎくぬるとと思うる
一時乃悩点一生の悩点のひうり
おうりそめて一生さ海ぐふまれそうつ終よ
こうなことをとうびぬとも也。菩薩本行経ニ云ク夫懈怠者衆行之
累。在家懈怠則衣食不供。産業不挙。出家懈怠則不能出離生
死之苦ノ釋論ニ云出家懈隨則喪於法寶ノ

一事をこゝろうんと思ふてぐつ〳〵地のうちのやぶるゝをもいとはず
う〳〵ぞく人のあざわらひをも恥べうもあらず一のたのしみをもつべう
てそ一のたのしみもあるべう〳〵ぞ
は一芸は以乃眼目なり。おもふもたゞんようらんもあり
さりげなくたんようなどあまり〳〵和あり。是好落人のなすわざ
人のあまりさわがしきをうるさがりもとく紀ぬるいと一事
をもとめもとく紀ぬるいと一事あり。もとよりこゝろを慥
て動れよりそふ衣裳うるやかなるかゝり落ひるまの物さびしく
うつゝなるのべひつまりがたう人のひとれぞ多かるべし
まの物さびしきをよしとし人のひとれぞ多かるべし
我もさよびつまりをうるをさてうんやとそうふ

てもりつゝ雪ひかりふるうとうとうとうとうとうとうとう
ありがたう雪ふれ
芭蕉庵ことあり〳〵
をも恥ぞ筆事よう〳〵
人あまりこゝろけるゆゑ
をうるよ略一くり月ひら
ぎ明松の穂乃もちて一尺ばかりあるをそ祖まいらみ
を百葉集うり十ず続と
のもの句よ 日ふそ
たりと松ふ人まもく
ぎ的松ニ芯麻のかぐ
そうの事をそうまてとも
ありり 雪冬ニ信教乃ニの
うけてあ〳〵ともく人を松り

勤よ惰怠なく疾勉むべし
功ある紀なく不審とせず
妙法實相の感應といひ
佛の出世の本意といひ
ぶくく
一大事の因緣
釋迦阿彌陀藥師等の法
華經方便品云。諸佛世尊。唯以
一大事因緣故出現於世。云云
唯為此事出現於世。曽無他事。一則實相也。其性廣博也。故名為
天。諸佛出世之義式也。故名為事。是為出世本意。云云
一大事とは一實相。一妙法を悟るをいふ
大とはその妙法實相の性躰がひろふもひろぐとてあ
ますまく十方界よりひろまり。一切の法をうるふ
くめる物なれば大と名づをより。事とはあらはるゝ諸仏お世

事の物よりいふ。一事とは
海こゝの森林をいふ。ますらう乃落とすべきを
羽を墨したるこゝろ。落乃名をふべし。越前の名ふ
こゝの濱にて 堀のまふきをとりて名のごとく
といひつるやあらんと西行乃ふるまひ
ものべ乃ひごと
雲葉集 春云 河菟集巻軸の作者 世の中乃人
心のうちをよそがくれたる月 雲葉云 作者
詠歌を乃まで 詞も多く載。新勅撰。續後撰。ますで
十一代の集乃作をゝ
敏とゝをは則功ありとそ 海紙とりて文をも作るべし
落をいづくにやりけ面やうよ。一大事の因緣をとり
べきなり
敏則有功 春云 論語陽貨篇よあり。敏八疾之。春云

つまだ女ぢよにんをそうりやくせんとおもひさぶめてこそおもひおこせ給ふ事なれ
たゞこゝろをそうしとおもひ賤(いや)しきものゝ女ぢよをもとめてこそ
ーそくあがたと海(うみ)べりに舟(ふね)さしめたとくをさぐりみてそ
とおもひつゝぬべー
あまこゝろ妻を宮(みや)めねこうまふ宮(みや)て物(もの)うる男(おとこ)あ
つまを海(うみ)のこうぬこゝろをきつゝ給(たま)ふ　あとうる女
こゝろ　　笑(わら)ふ宮(みや)の宮をもつくいこをーくうる
舟(ふね)　あがたとうり舟(ふね)さしめとへ　我宮(わがみや)うるともうる
海(うみ)うんと也(なり)女の男をあぐむるさ海(うみ)のうるべー　妻(つま)云(いふ)(テフ)ものから
よあがた家(いへ)うち出(いで)給(たま)ふ　　怨(ヲン)る飯情(ヨセウ)よ　あがたうけ　我
佛(ほとけ)さく野(の)邊(へ)同(ドウ)　たとくをちぐうりふこそ宮(みや)てねべーとへ
物(もの)をれ宮(みや)ふこうあくうめと世(よ)よ物(もの)ーうりあがたぬべー

もとこゝろをあぐむる事(こと)ハ我(わが)ごとくこゝろうる
ひとゝもくのごとくよ物(もの)うんをもとめ
あらさまこうんとのんをあく先(さき)うる物(もの)うべー
ーく家(いへ)のうち我(わが)ものごとくうひ物(もの)あ女(をんな)ひとくち物(もの)ー
まなどのでさいづれ妻(つま)ーあうんくーぢよにんをも
て後(のち)尼(あま)るうりくこうしたうあうさーて
あさまー
あれうり女(をんな)を尼(あま)さーくこそそうーをんじふ妻(つま)と宮(みや)
うんハ物(もの)ーうでさぶまーく世帯(セイタイ)よまつはさてうる夫婦(フウフ)相(サウ)
る紀家(きのいへ)堂(ダウ)ふ武(たけ)ハ宮(みや)ハ我(わが)くち物(もの)ーうん
こそいうり　の　ーうる　をも女(をんな)うーぢよくこ
いうるうる女(をんな)うりとと鈍(ドン)臺(ダイ)そひうんこいうり　ぢよきなーふ
くうりうん女(をんな)のよあうるもの(ナシ)ふこうるーあがそうる
何(なに)ふ尼(あま)ひをうんこそ月(つき)ーくもあーぬうらひとも

ものなり。あやまちをせんかをつつしめ。

うりめべし

はなはだ男にまさりて、あまたたくましき女の、国を亡ぼし、家をうしなひ、
ちりぢりに捨てさりたるためしも、いくらもあるなり。いふもちいさき事に、紀女王
ともの、あまたありしそうな。あるひは、
めのこ一ぴきの、ために、いくさをおこして、
ものうらんとこ。たくさんにねるこひ　　紀女王こおり
和歌ばかりのあるなり。のえんよ。野ら。商の何ら。商の
てるどいひさうな。と拙なきじ　　遠乃名をあ
男おもて、遠乃名をあらそひ。武帝よはたらくべき節を
たてまつるなり。石世まで、縄世
てはよ婚をするとのべども別室よをひて相乃てくれ。人
そのかをそしる事なり。義好がいも何ら。のあり

そんなりやうを、男女ともに家宝あるべし。
縄ひしおもふ、ときむこ、天下の父母のかい。男を
列をおきめ、おもて関をくぐるを家法よりしてや。妻を和で
父母よ順よ家乃繁よあるべきを、仇光の妬
を恐れん。業好を仇光の妬
事ばいふとも、又女よ
うとふことを行ふ。妻をめとりて常の
人よ海ふ。上下署　ほとふ男女八人倫のかをまもり。三ん
業好八陥逆のかぎ。とそ
のをいよ死なくてふねばこまく。
死ぬんこうめやもとうへ。そちよふねばこまく。
誉のこよ仁義あり。ひは合ふ。
氣をいふ。をおふをおくをとる。

やう〳〵まれにもとこさうりをはいたつれの
ないやつがらくにくることもあるうの
をつくこゝろぐるしくもまたうれてちがうのを
つうてはいた紙の眼(ガン)(モノ)をくまふようにくせをもりて
もやう〳〵人にまをかくしてあるひはうつむくやう
そのかぎをかくしてはいたりするをみて
事をこゝろえ濡飛(ヌリ)をとりて偏(ヒトヘ)(ホン)をいのる
ばんごうにそのあぶらをぬりて風流(フウリウ)のうへ
ふりをうりて妻をむまごにまでなりこの
つまでをのようそうがしくかひとるど新
歌をよむ
歌よみくちをしめて人をくらはす業(ヨ)の報(ムクヒ)
さうらふうりをうしもまごころめでこまん
はばかりの為(タメ)にをしへうりなどしたもん

おもふことをまをさずして暗(クラ)へ也業(ヨ)の風俗
をつくろふあり書をうる家をうるさ〳〵でも月の夜(ヨル)はねや
のうちもるゝもをしめくゝもとのやうなれどうる人
はばかりなど也 売映(ウリハエ)栄(ハエ)
うれこと成のうり
買(カヒ)こゝろをもちてもありもん夜(ヨル)はさらに
ふもやうなるさう紙〳〵人のそこまでよ夜(ヨル)の
かりげぞよ紙はよく揉(モミ)のひろあるもくつをして歩(アユ)をする
用をあるんふく〳〵あるひもとめてもしもあぶ夜(ヨル)をひる紙
ハめでる紙
あれうり人の噂(ウハサ)をとりて事ぞ紙 宵(ヨヒ)のまなり
客〳〵はうつねんごろ(ヒト)なるを 昵(ナジミ)及(オヨ)ばぬ
さうろふ 暮(レイ)嵐(ラン)なる事ぞ さうぞく

壮衰栄辱 かりけ 史記 くらをて学ぶ風に
ことある 列伝 ふたゝび 先人のこと
さゝてこゝろ事ある紀君子のさよ
けるさ海一ありてゝ ふる人のさよ
いかをもろねとのるれたるさとふうもけぬべきり
事そんなくひそうろいもの
ろさどもう 若き友同志 時としろねば
るれた 若き朋友 中まで物よ勢を
勢夕交 ゝ中なれどさしてあゝもかろべきれ
ゝ入たろひそんこと 恥ん
聖云 襲晴 言いふれこれを法礼の義云 紙
ともべゝ学ぶろ勢をもぐろとひ 粗服礼服
まぐねとい
う紀男乃日芸て ゆもろ ふとこり

ゆくゝ続もりて歌るどたろひおうこう物ゝれ
ゆもろゝ ゆあうゝ髪あゝひるとゝ。芸云河海
よ沫 ともあり
今も沖おより女のう鬼物ゝをとぐ
神仏もゝ人のまゝてね日来 まのりゝろう
野云お波乃あまり。志のこよもとのよん
うゝ人のひゝ紙をりてゝ。芸云 をりとろん更
よあうべうん
は波いまゝ事をもろひさんぐ境界
あうぐろをあゝそひ是 ゝ梱をろるをいまゝめうり
くゝ紀人 芸云 勇闘乃人 人をこうりて 人の
智を推そひてり
はうる紀人の墓うつ事りふさゝくゝ
あき人のは飛よをろうるを智ふとそ

すこし宮て第乃ろのあくこと。我ろを人のろ〳〵さうをつんて
ものれをぐれうりと思ろん事大ろう倡りるろべ
をしより我はろう一藝をしん人のえをねをつんで。身と慢び
るろをいまし先んより。そのまが智ふをとうびんと宮めて
とる切べし　第乃ろのこと　平醫百工のたぐひ
ものれをぐれうりとおろん事　おの〳〵の己が智より
及ばんと宮ふる芸をもおろくまく一ぴき弘びろ
知べ暮うの人も百工もろびんを宮て我
智よをとうびんと宮ふくをのれをぐまて智ありとおろん
ろ大ろうあやまりそと延
又字の法師。瞻波の羅刹ぴたりひよはりてをのまう
ろうびと思ふる芸よあろうびん。そのまが境界よあろうざる
りの説であろうそへべろうびんと見飛をべろうびん
あれよりをのれが境界よあろうねねをあろうん人をの飛

ろろうをいまし止観第五瞻波禅師の法師と
教相とおろして座禅とろ〳〵史と宮るとして名利よろ〳〵
妻云ろて推量しぐより　又字の法師　妻毒野云
初め邪とそ〳〵ま宮ふとおろう
達人の人をろる眼をしぬ
山院をおろくろう人の人をろ
うまて明をの人ぐろう人の人ぐろう年性を弱
ろくも邪ろくもく動破ろぐろう事をいより
たとへば或人の妻を盧ぐとろる人判ろく人をろう事
あ〳〵んよぐろるかよ海ことく思ろていまをろう

人ありぱかりまゐく伝をおもつて
屋云をいろ〳〵と思つゐ人〳〵ごと伝を
人ありついきく〳〵尋ね求めてきものむつかしく
どもよまじもあしく安くおもふ人のつまとも
くいろ〳〵ともく人のつまとも事うれどもこと
ぬる人もありてまぐよく推ー〳〵ことあり
おふうもつうもづきれえそのねどぱやくもろ〳〵ね
人ありてまといーおきあのれさうりと思ひおぼし
る紙あやまりもろうあ里とあやーむ人ありてまとも
やこもるうりをを紙折くるう人あるまてんの
あんどもこもまうともつくうぴ尋ねならくの
るるく〳〵ねん人とおのどろ屋云乃年意紙をぴ尋ねうりのそぱ
などぐまく人おりよう人とおめぐふよりくぬをとうくる

人あり。画着の中の雛ふ人のおまくぱけき硯
くのえよう不祝そ。も新ぐまくあろうるまねも
ぐーまくあろうるまねも
ろんこと掌のこのおをんくがごと
をうり人うう海くのな性ありくそれくま新ふ
も祝すもうるをうりぐ人をうる事人の智
世のぱ肋神こおもありぐ
画をもろしひんるる耳の本風るへー
何もも却りそ聖ふ
又いまうおぐうく行とやうん何しく不雲
よ新くまりあむぐもあらぐ誠とも新
まんぐ何ともそもて業ーめる人ありとるり
又推ーおく先ぱ何をりをと推ーおくなり
ありれさうをり天晴さやうくありとぐ智を

あしひきの山がつの垣ほ荒るとも
おくるる花はわすれしもせじ

久我内大臣

久我縄手

野も山も見えぬ雪の曙に
ただ一すじに続く道かな

従一位内大臣

通基公

ものつくる人もなき世の春の日に
のどけくも鳴く鶯の声

久我縄手

野も山も見えぬ雪の曙に
ただ一すじに続く道かな

従一位内大臣

通基公

ものつくる人もなき世の春の日に
のどけくも鳴く鶯の声

東大寺の神輿来る昔聖武天皇の時良弁僧正
いづくよりふけ数大将一つ
国社頭にて駐輦いづれの時
のつるぎひき抜の家ぐ
さて抜くべきとの給ふ
をそろそろ
春日神社
也彼通基公を狂乱の
つまり物ぐるひ
神速立ちぬ
糸ひく綾錦と夫
め俗ぞ
東大寺の鎮守八幡大菩薩
臨幸云々天皇天白元年八
ひ勅使下向云々一説云孝謙天皇天平勝寶元年八

幡大神託宣ふようにて大和
大る乃八幡あもりて
是あるの給もる八幡宮と
皇軍城天皇乃強乱の時
てよ天下静謐の後都遠
時宮中よ御神殊傍
ぶらく花蔵よ写しと
ところ
肉裏へ御ろ時
つまるく僧徒
給もる乃神輿
東もの
つまるく
つまるく
時多く

乃ものと家物語よみくもり
の民部ものく
沙よ源卿房の
はけ
大ねるく

源氏の巻　八幡八源氏

隠聲　サキゴエ　何時　源氏乃
乃ものく久我大臣門
乃よ
もさ

問ふ或説大納言
ハ物　季吟答ふ説大
亡卿門前
流　季吟云按大納云歌字
會躍本作趨　前漢列傳十七梁孝王得賜天子旌旗従千乗
萬騎出称蹕入言趨　註師古曰蹕謂止行人也

言出入者至文耳出亦有趨漢儀註皇帝薨動左右侍帷幄者
称敬言出殿則傳蹕止人清道也 野王云江談曰敬言蹕
者文選曰出敬言入蹕是天子近邊事欤近衛司誡諸人之義也
但頒布乃社頭ゝくの勘言蹕を乃審ゝゝなれ山称よまんかんしゝり先巻
第五天掌會御祓乃事儀式無敬言蹕
祓事乃ハ祓ふまし
兵仗乃家が如
く通基公の巻ゝ
祓事乃古法ハとのんへ
るよいとりり 右ゝ武ありたる八武者乃つさまれ
む兵仗の家とやまふゝ字彙曰仗去聲直亮切儀制殿下ノ
兵衛曰仗言ふこゝろなりてぞ

そ後よそのことうりを乃ふり事祓ふやことるぬ紀
ふぐるべゝ 小山称
とあり小野宮乃称ふ
野王云 西宮乃説 考云
河海云ハ称ハ祓しのあやまり
用ゐ乃ゝあり雲紙乃事
西宮左大臣記乃説ハ
ゝしもさるふうもあるを也ゝ小山称佳也
鬼悪神をおそるゝゆゑ
ふゝも事代主神八百
天皇眷属有二八万四千六百五十四神一 紙園縁起 るゞのあぐひ
なんぞや中よ西神乃人をやましもあるをおそるゝ
ゝとりありとハ 西宮乃説よりとも祓神眷
苑乃妻紀のゝゝ事なるべゝ

諸寺の僧のごみもあるべし。宮家乃女嬬とつかうまつる。定
式うたてくもあり。もとべくしく教さとすべきたらむ人の亜号よ
うう

一 毎年六七月の間に諸寺の僧
侶乃僧 ひとりを定めて。又ことしも
僧ひとりと教をさづけ還俗 ――るとき教職ぞえたる。
度縁を取りてうくべき物なり。僧の教をうけたまはりて
そのところ顕乃僧としりや。延喜式 玄蕃寮式云。凡僧正。従
僧五人。沙弥四人。童子八人。大少僧都。各従僧四人。沙弥三人。
童子六人。律師。各従僧三人。沙弥二人。童子四人。威儀師。各従僧
一人。沙弥一人。童子二人。従儀師。各沙弥一人。童子二人。
宮家 かぐをさもしりや。

野槌よ八十八史畧巻七。元初よ始て天下の賦税を定
むるふ。永為定額とあり。賦税の教を定
――事へ。春秋ふ。
僧ら良を林の如く営作。既に一制とあるをひろう。玄蕃寮式云。本朝文粋
五。請被以施無畏寺為定額寺状 前中書王 謹尋旧
例。臣下道場多為定額者有。伏願陛下鴻慈特降龍漢。准
之前例。列之定額。上下畧
女嬬
肉侍。掃除指油乃女嬬十人。書司乃下に女嬬一百人。蔵司乃下に女嬬十人。薬
司よ女嬬六人。縫司よ女嬬十人。殿司よ女嬬十人。掃司よ女嬬十人。
宮家乃女嬬とりつべ――を伐る女嬬さやうみ多うりべ

野槌云。禁秘抄云。女嬬近代不着二衫一。只小袖唐衣也。此左道
染御調度髣髴手。上十格子奉仕。是藏人等如在不當故也
御所中掃除晴御供役。女嬬所知也 あれ中に頃睡院の所
ばのうれもだ上石とゝ廿畧るべし
廻喜式 野云云十巻あり。延長三年に太后忌平動を奉
て悔尽どもをあつめそ。撰ぐと 勅をうけたまはりて
公人の通号
公儀の人ゝねり宮たちのうち
名目ごとのこと
揚名介 ようぎうと。揚名目とかりのをほせ。改事要畧
かりあり
源氏夕顔の巻よりあらはれ出たり。
のまきよりこゝろひとつ 排の巻よりみえそめて 後にあり
を源氏三代の大事とゝく。新續古今雜中云源氏物語乃
揚名介のことをおもひよりて 藤原雅朝朝臣

給へるをうけたまはりて
云々 丹波守朝臣
まことゝねたゞのたれとかりて
ありけり事とゝくしかり
也乃守介撮目のこと乃たゝ
政事要畧 云云百三十巻あり。惟宗允亮撰。記公務。文書。紙
牒。雜事至要。論時雜事等 要畧云云乃要畧よハ後也 揚名
撮目とあり 妻ハ源氏物語乃時ハ後也
撮ノ目ノ宣旨ハ介ハ云云ハ介ハ云云ハ介ハ云云
一和名抄 云云 單律の事
行宣旨市 云云 妻云云
山ゝゝ物語るゞ云ゝゝ
單律 ひとゝよ律とゝ
てやゝゝゝゝゝ律ハゝゝゝ

和らく受るけるこ。昔し呉律乃人の云傳を洋法あるゆ
まつくこゝゆ。呉律乃同こゝのくり 上下畧
呉竹を葉ふくく洋竹と號ひそ。洋法よりも先ハ洋竹
仁壽殿乃ふりくうへ
南海 奇云ニカハ也ニカウトハ読へうた林の溝へ
禁秘抄云御溝近日東庭、漏後仕整流 上古或風流様々也
流レ非レ一脉且古立石等在レ離砌也
仁壽殿 壽云ジュウ
デン 拾芥抄云南殿小九間四面 野日 奇吟云仁壽殿の名より竹
奏あり。石清水乃臨時祭乃試樂の舞人。竹を庵けて下りまつく。仁壽殿乃下より
竹の杖を執てへかゝるへ。仁壽殿乃下より
ていおよ列つゝそのゝ奇云ふ振袖よりあれくれ竹あり
退れ下乗の事教授。外記乃人ハ下 乗門より
まて云西域記九曰。如来御世毎五十年。多、居靈鷲山廣説妙法。摩
訶陀國頻婆沙羅王為聞法故。與發人徒。自山麓至擎峯澗

谷凌岩。編石為階。廣十餘歩。長五六里。中路有二一窣都婆一。謂
下乗即王至此。従行以進。謂退れ。即簡れ人不令同レ往。其山頂
野云下乗ハ車より下るゝ事。退ハ車に乗ゝ事。
婆をゝ退れ。れ人をゝり。ゝ下乗をゝ。
都婆をゝ下乗をゝ。
よあるゝ也。
十月をゝ。月とゝひくゝ祓多おそ。かゝるへきよし
ゝゝもゝ物なし。事ゝもゝ。他の月祓社乃ゝ
つゝゝ記あり。此月祭の神事ゝ祓ゝ事ゝ。
ゝり祓ゝゝ。ゝゝ流ゝ事ゝ。ゝ月祓祓の
伊勢ゝゝあゝ祭月ゝゝ。ゝ月祓祓
ゝゝゝ例ゝり
世諺問答云。此月を神去月と申ハ。伊勢舞ゝ崩ゝ月ゝ
ゝゝ也又宮方の事ゝゝ

月とも人あまねくとぶらひつかまつりけり一条院御時又法華御八講
十月より法華経御講へあつまりとぶらひつかまつりけり一条院御時又法華御八講
とかいせへ乃沙汰なり。おもてへこう経のまつりはてゝ
せつゞくるなり。経を月とのつゝしみ吉田乃家代無
だうなるものゝくハえこそ。なかゝるのゝしり記よ山路不雪こ鬼経の二
妙乃三てくまねるハあるまじ。
宮を沙汰をするお鬼ハ陰乃魄。経ハ陽の魂。十月ハ極陰ゟ
月のくに天下に陽をこ。八卦とかんれ。商ゟ乃角を乾坤
連てこ号こくに九月十月乃卦なり。出雲の杜も貝なの
商ゟりあこうのかやうの義ふかくこ十月とうこ号月
と号ゟる説ハ一理あまてだ。あゝ乃経をとゞ
ゟび勢別へ法華あつまりとうこ号ゟる説とんだそこ
うゝゟる説とんだそこ。

古こゝ多ゝ抄物ゟゞ
西こゝこなゝゝゟゞこゝ
ゟや只道遊乃なゝりこゝ

寛弘元年十月廿一日一条院。日吉ニ処久三年十月九日
後三条院。おゝくハ不吉乃例こ

あとよりおくり
勅勉　野云天子乃神勅遠ありむとみこと申也。左右湧つの雲と勅負とつつ。胡壁巻うくいぞいの清濁両抜あり。野云。箭。箙。箭室。一名。靫。山谷持劍。戦奴連莭とうへふうつぐ仰ぐ。天照大神背負千箭之戦。子又百矢之戦。そへ矢籠なり。と乃平胡緑の靫。俚法今いふてそる人なり。
書云蕃好洪代。書云蕃好物ぐり。
書云時気疫病などのやう時。書云蕃好物ぐりふ世中さわぐ。
又案乃天神　天神とは天地也。書云少昊名神。大已巳也。天子也。大已巳也。天子と儀官とて。疫病と治る事なん。

よりもまで皆ぶんなりおくり
ととうまくえやことを乃ぞ。
どもろくまで法なり
病を物もべき非乃おくる
儀よく勅勉のつべし
中つふ乃天神。
乃報答なり。雛原払云換非違使
六十六人。此為遣諸國也
乃神勅氣をうくる人の
人おりて　負遠云ひて公方
よ神なる　封をはる
犯人とそくまくうしはよ
検察乃やうもひくる。
妻抄よ。お治乃うちも也。
で今こまよさなり

看督の長　書云。検非違使廳
鞭うふ鞭の形　鞭乃
看督長　當使。補看督長
人おりて　負遠云ひて公方
閤西乃屋のる
拷問よりて拷問よりゆひくる。
犯人　野云罪とおせる人

杖罪　実云五篇擯。善光初祈世
ト歳山ノ大師勅請ノ起請ノ事
ノ如ク起請文ヲ書キ法書ニソノ御法ヲ
乃至代代ノ天皇ニ勅シテ起請文ヲ
ヲ代ル事流布ニ至ルマデ
以テ誓状トス
ノ起請ノ事
ノ如ク起請文ヲ書キ法書ニソノ御法ヲ
乃至代代ノ天皇ニ勅シテ起請文ヲ
ヲ代ル事流布ニ至ルマデ
以テ誓状トス

犯人ヲ糺ノ木ニ懸ケテ弓箭ヲ以テ之ヲ射殺ス
答杖徒流死ヲ三度ニ減ジ一ハ死刑ヨリ行ハルヘキ
答ヨリ減ジ一ハ死刑ヨリ行ハルヘキ
人ヤウノモノヲ
ヲ以テ之ヲ射殺ス
答杖徒流死ヲ三度ニ減ジ一ハ死刑ヨリ行ハルヘキ
答ヨリ減ジ一ハ死刑ヨリ行ハルヘキ
人ヤウノモノヲ

蔭位ノ制　皆削去　節皇后三尺五寸許
半文ノ杖　音仗和名蔽悪　太頭二分小頭一分
名誉ヲ云フ　唐令曰笞音恥和名比知度
擯ノ刑ノ名アリトイヘトモ法ヲ
擯ノ刑ノ名アリトイヘトモ法ヲ
ツクル者ヲ答リテ
ツクル者ヲ答リテ
ヲ以テ之ヲ射殺ス
答杖徒流死ヲ三度ニ減ジ一ハ死刑ヨリ行ハルヘキ
答ヨリ減ジ一ハ死刑ヨリ行ハルヘキ
人ヤウノモノヲ

蔭位ノ制　皆削去　節皇后三尺五寸許
半文ノ杖　音仗和名蔽悪　太頭二分小頭一分
名誉ヲ云フ　唐令曰笞音恥和名比知度
擯ノ刑ノ名アリトイヘトモ法ヲ
擯ノ刑ノ名アリトイヘトモ法ヲ
ツクル者ヲ答リテ
ツクル者ヲ答リテ
三百ヲ二百トセヨトノ勅アリ又ハ二百ヲ三百トセヨトノ勅アリ
ト云ヘトモ
ト云ヘトモ
ヲ以テ之ヲ射殺ス
答杖徒流死ヲ三度ニ減ジ一ハ死刑ヨリ行ハルヘキ
答ヨリ減ジ一ハ死刑ヨリ行ハルヘキ
人ヤウノモノヲ

蔭位ノ制　皆削去　節皇后三尺五寸許
半文ノ杖　音仗和名蔽悪　太頭二分小頭一分
名誉ヲ云フ　唐令曰笞音恥和名比知度
擯ノ刑ノ名アリトイヘトモ法ヲ
擯ノ刑ノ名アリトイヘトモ法ヲ
ツクル者ヲ答リテ
ツクル者ヲ答リテ
三百ヲ二百トセヨトノ勅アリ又ハ二百ヲ三百トセヨ
ト云ヘトモ二百ヲ百トセヨ　宗彝帝又議会ヲ設ケ

三年正月三日勝詠而滅。年七十四。勝議慈恵　羅山云
和尚遺誡有追福儀勿作齋會大師之遺命也。門人
等違師命作法事。豈不背大師之法乎。況法曹
法曹　野云此法曹者指法家也。中世律令
亡而法家亦亡。故法曹亦亡乎。法曹至要柳
下惠之言也。
職原云。明法博士三人　唐名律学博士　明法道之
昔允亮道成等。以明法道任判佐。勘解由次官等。坂中兼行
家已来。以廷尉法曹大判事為先途。
　　　

事ナドヲ聞人ノ云ヲ書ヲ見ネバ実ヲ知ヌヨウニ
テ実ヲ知ヌヨウナレドモ数ヲ算ベシ。筆算ノ
ヲ云ヒ算ヤウヲ見ルトモ真岡ノ木綿ヲ見ルトモ
クリ〳〵ト帯忠一旦ノ事ヲ知テ法ヲ弄ブ
ヨウナ事ヲ為ヲ見ルトモ其ノ理ヲ知ラネバ
ヲ見ベキ事ハ必定ヲ知ラズシテ面ウト
ツヒヨウヲ云ヒ出スヤウナ事ヲ為ルヨウナレ
ドモ其ノ理ヲ知ラヌ人ヨリ見レバ
又法令ノ如ク職ヲ勤テ居ルヤウニ見ユル
事ヲ云ヒ別法トモ云ベキ事ハアルマイ
トイヘドモ
天地ノ自然ニ出タモノニ
様ハアルマイ 野云

ヒツヲ書ヲ見ルヨウナモノデ
ヒツヲ書ヲ見ルヨウナモノデ
ヒツヲ書ヲ見ルヨウナモノデ

いぶる紀こそ
乃物こりより。後成恩寺殿日本紀纂疏曰。水火、是天生之
物。無分深浄而神事忌火何也。曰火、雖是浄因物而穢。故不食炊
爨之物而已

浦大る石大居換邪遠使の別当の府中ハ
浄定をこりれるそ小書人章義ヲ半ヨれて。廊ノ
うちへのくたりの座のそまのうそて郎うりりぬりさ怪
りくへはうらべきまう各ノ
てぬふりまで空あまでの
乃度へうしくも仕の徹半
うをまふへくく郎うり
りぬあへてまぬりうりうる
厄まぬりはあやこりて破ることり

は給そ。極大なるの如くの事を理もたゝき事を氣ようげるどもせんへ愚なる事とものををくへくろうり　極大なる大臣　公孝ろうり

左大臣従一位
公継　号野宮

左大臣正二位
実能　号徳大寺

太政大臣従一位
公孝　号水本

左大臣正二位
実定　号後徳大寺

太政大臣従一位
公考　号後徳大寺

太政大臣従一位
実基　号大炊御門

左大臣正二位
実定　号後徳大寺

蓋大臣とうて公孝とうそ公継公孝とうべくべし　使極の評定　使極の評定

書云検非遣使の一極云。書冬云検非遣使別而なりおく非遠背の義とこゝもと殊うく。

公孝をうう。ごとくこうへまでれ評定を中門ないてせくれうそ　官人章業　系図歩詳　大理

検非遣使別而なり　倚るなどの極

みまうちうて

綱目。黔首一名牛轉音即牛ノ合爾雅集註ニ獣呑物噬及出而麝牛旦齕。字亦作齩和名云怪異　あやしくことうり

御ろうへきを

極るごとせんとそうへし。

又ニ劇を籠嵐ろうひろ

牛を陰陽山怪異の吾幽をうう

牛ろうて

俊出者。俗昌而賤

牛乃口やおもうて

牛とうて

怪自憑　野槌。性理字義云。大抵妖由人興。諸般鬼神之旺皆由人心興。人以為靈則靈。靈則不靈。人以為怪則怪。怪不以為

徴牛　ちいさき牛とうん

あゝことをうんて　妻云千人金方。黄帝雑忌兎云見怪不怪其

砥弱ハンゝくろうさ

砥弱の官人

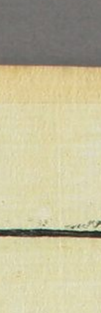
基うり

光坂。跛曲脛也。或作胝。亦作胝。荀子。賤之如胝。註。廢疾之人うり

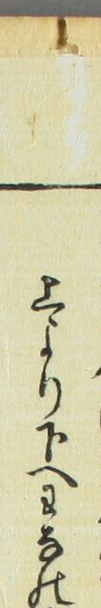
あゝ

怪則不怪。伊川尊人官雁多妖。或報之鬼擊斃。其人毋云。把捉之或報即鬼打殺。其毋云。他熱故耳。後遂無妖。只是主者不為動。便自無了。細觀本民所謂妖由人興。一語說得極明道。石佛放光之事亦然

龍山僧多種瓜。一人至瓜園。見瓜大如甕。一人至瓜園。見瓜大如甕。一人至瓜園。見瓜大如甕



雅とちごと



一説

兄弟小時。值父晝寢。因共偷服藥酒。其父時覺。且詐寢以
觀之。毓拜而後飲。會而不拜。既而問毓。何以拜。毓曰。酒以成禮。不敢不拜。又問會。何以不拜。會曰。偷本非禮。所以不拜。異本云。孔文舉有二子。大者六歲。小者五歲。晝日父眠。小者床頭盜酒飲之。大兒謂曰。何以不拜。答曰。偷那得行禮
喚子乃喚。
ふたつせうとのひとくひうるをとゝ
うふたつせうとのものゝ
時招魂の法をこゝにのせ乃ち書うつるべし
乃ち紀ゆくよ兼ねよまの物と
も喚子るのことゝ
ようをて一祝うきこと
けり
中よ物をうくもうふこと
くの祝あまどゝも一
古今集のまの

喪云百人の三年
ととをとこと
をまづなしひうくをと紀法
何ゝ
倍ありまみし
易ゝと作ひそれ
のはをして
時招ことる事ハ
ゝやと数へをを則左祖
れい魂うり
野云鵠ともうり和名云
海鵠云鵬音祝
中長歌二百五十九首。但本々一不同。雖用二定數一
四千三百十五首。長哥二百五十此内也。但万葉ニ有二両説一。奥五十

招魂の法

招魂ありまでハ雖然
をまづなしひうくをと紀法
何ゝ
倍ありまみし
易ゝと作ひそれ
のはをして
時招ことる事ハ
ゝやと数へをを則左祖
れい魂うり
野云鵠ともうり和名云鵠音祝
海鵠云鵬音祝
中長歌二百五十九首。但本々一不同。雖用二定數一
四千三百十五首。長哥二百五十此内也。但万葉ニ有二両説一。奥五十

喪云百人の三年
ととをとこと
招魂の法
招魂ありまでハ雖然
をまづなしひうくをと紀法
何ゝ
倍ありまみし
易ゝと作ひそれ
のはをして
時招ことる事ハ
ゝやと数へをを則左祖
れい魂うり
野云鵠ともうり和名云鵠音祝
海鵠云鵬音祝
中長歌二百五十九首。但本々一不同。雖用二定數一
四千三百十五首。長哥二百五十此内也。但万葉ニ有二両説一。奥五十

喪云百人の三年
ととをとこと
招魂の法
招魂ありまでハ雖然
をまづなしひうくをと紀法
何ゝ
倍ありまみし
易ゝと作ひそれ
のはをして
時招ことる事ハ
ゝやと数へをを則左祖
れい魂うり
野云鵠ともうり和名云鵠音祝
海鵠云鵬音祝
中長歌二百五十九首。但本々一不同。雖用二定數一
四千三百十五首。長哥二百五十此内也。但万葉ニ有二両説一。奥五十

喪云百人の三年
ととをとこと
招魂の法
招魂ありまでハ雖然
をまづなしひうくをと紀法
何ゝ
倍ありまみし
易ゝと作ひそれ
のはをして
時招ことる事ハ
ゝやと数へをを則左祖
れい魂うり
野云鵠ともうり和名云鵠音祝
海鵠云鵬音祝
中長歌二百五十九首。但本々一不同。雖用二定數一
四千三百十五首。長哥二百五十此内也。但万葉ニ有二両説一。奥五十

首或無き古今序のごとくの詞をもつまらぬ
あしかきやうんぬんとつまらぬ
綺物語の多き集八高野御時諸兄大臣奉之撰ぜしと。其野ハ
若葉也。又或家持撰ぜしと。師説也。第一葉ハ姑獲鳥諸兄云撰ひ
しとき記つるふ説もよし物にて
もなし。ただ〳〵万葉ぞ
まさるべし
万葉第一

巻目　幸二讃岐國安益郡之時軍王見山作歌

霞立。長キ春日乃。晩家。漁和豆肝之良受。村肝乃心乎痛見
奴要子鳥。卜歎居者。珠手次。懸乃宜久。遠神。吾大王乃行幸
能。山乃風乃。獨座。吾衣手爾。朝夕。不絶。吹者。草枕。客爾之有者。思遣。鬱寸乎。白土。綱能浦之
海處女等之。焼塩乃。念曽所焼。吾下情

仙覚抄云。まつらさよひめ

ひれふりしより一句は思歎のあまりの詞
せきあへぬ袖をうたてしぬらすかなとよめる紀の
いつけのとのゝそんあめるとかやうなるこゝろをかぐ
かぐみあはしめたるにや。ゆたかにうるはしき
りかたきことなり。あふぎてもこひたてまつるべし。
ひれふりの事
ねこそもゝよみこそのふるき歌のうたにも
ようにこどりのなき歌の事ハ万葉のうち
ねことをもうく書ふみあまたみえたり。
うるさまふ仙そうひてこゝろえぬ事也。
うぐひすの巣もさゝ一ふしの名乃紀氏にて
三ぐひこゝが多し口訣切紙
ふうんなんど。二条家乃和哥ハ血脈わ義の

うくるを速なり。奴そくりとて人のむべうむ
きそ一箇事あり。人の志をそのむべうし。ここ必ず
をも取べうしべ。信あるべうし。倍あるべうし。
ゐより筆舌もまれぬ事ありて
みてまくるべうし 野云莊子見孔子
威多則及隋其身此能信
頂羽の力山を拔。噲意吐氣。子人皆慶をるとなれども
縱よ寛仁大度の人よりもろびさんぬる事ハ常樣が哉。て老酬
よくしんをめうし
再逐於魯。窮於齊。伐樹於宋。困於陳蔡。不容身於天下。
史記儒林傳。孔子七十餘君。無所遇。註後之記者。失辭也。按
家語等說則孔子歷聘諸國。莫能用。謂周鄭齊宋曹衛陳

楚葛巨等。尓縱歷小國。未無七十餘君。
悉云道法なり 新圖も不幸なり
不幸短命而死。 悉云論語顏回
衛孫子瓶が悉云史記韓非傳
也。悉云。悉云二事大なる羅なりとて。桃の餌を悉云。
机囲なり鄰も棄てる鬼の鬼となるなり 奴云
也 七三位中將重衡卿のる事ハ
事をまつ。せ。て。絡。中ねを射ぐ。せ。事
事を拔ぬうあるたぐ 約をを教むべうし
ちうりまれうまふ神を云なり法、末の松山浪こさ。と八
え補。ちうり悉云なり 無よ人をとみと
くうかれ云云 はをくひなり
事をも人をもものうさ附ハうこひ。是なり附ハうこひ。非なり
附そうこひなど

先ゝ[ママ]ものをものうくぢ事ものを
ゐる映画生活の初め
さうらうび　妻子兼ねん
もどる。人情をみて　みて善悪ろこび　さる
事知り
向成就よび先ゝ時いうろこびのの
二句連続ゐる句なり。是ゐる時もろこびん
ゐる時をうろこざるなり。如何　善ゝ
添とさの服ろとさいふ不快なり。只善悪
乃祝ろくてみをゝをゆめろのろあろぐ赤面ぬ
のゝことをろくゝゝゝなり。若是ゐる時もろこび
添とさもろうろとあろぐ連続の初ともさるもの
ろや
おろひろれぐちろうび　お酒
ろをろくゝゝ　寒ろうび

時ゝ　あくぐくゝを男紀事
ゝさみ　ろくぐ
ゝとゝ紀ゝ　拙ゝおゝゝひて
ゐる時ハ一毛も損せび
先ゝより心の用ひ方ろをろくゝ
ゝさろうゝゝ前後をろれば
慶ゝやろうなればう　ろこいろ夏ゐさたろくゝ
せゝさ時ゝひゝあくぐ
ゝぐ喜怒あゝゝさろうてゐ
ろり　一毛も損せび
列子の揚朱ゝ古之人。損一毫
天下治矣　此句を用ひ
人ゝ他の霊ろり。他ろうざる
ろうん。寛大ろくゝろうざる時ハ
ろくぐゝあふぐろうび

[illegible]

八幡の浄妙　信濃の人浄妙をさそ。信濃の人。浄妙をさそ。

[illegible]

八幡の浄妙　そのまの人浄妙をさそ。信濃の人。浄妙をさそ。

後醍醐天皇建武の[illegible]

[illegible]

[illegible]

秀云。拙讒云。王倹字仲寶。繫云。此児鈍小。已有棟梁之器。年十八。拜秘書郎。仕齊領吏部。用庾杲之為長史。蕭西夏行絶緑水。依芰荷。甚蕭也。時人以倹府為蓮幕。池野云。任彦昇外弟之篤。文選倹。大呂之蓮舟也

倹大呂之蓮舟也

迴忽 迴鶻 迴鶻國 そうめ

迴忽とうひ又中比る車部とも 野云通鑑註云薛延陀 薛延陀其先匈奴自稱葛羅氏。居薛延陀北。安陵水上。元魏時。号高車部。唐初為敕勒諸部。唐徳宗時請改号迴鶻。言其栖鶻猶鵲鳥之飛也 唐書迴鶻列傳云。迴紇。其先匈奴俗多乗高輪車。元魏時亦号高車部。云々。十八史畧第六唐憲宗

元和三年。沙陀朱耶盡忠与其子執宜。来降。沙陀咽勃勃。種諸部。吐蕃每戰。以為前鋒。後疑其戴於回鶻。徙之河外。懼而殿。唐置之靈州。註鶻本作紇。徳宗時請改曰鶻。鶻鳥也。取其雁鳥揚之義 又云。音樂部云。十一下

徒然草文段抄巻之六終